

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第 98 号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び京都市修徳老人デイサービスセンター」を「京都市修徳老人デイサービスセンター及び京都市久世老人デイサービスセンター」に改める。

第3条第1号中「同条第14項」を「同条第13項」に改める。

別表第1京都市本能老人デイサービスセンターの項中「午前7時30分から午後8時30分まで」を「午前7時から午後8時まで」に改め、同表京都市吉祥院老人デイサービスセンターの項中「午後5時30分」を「午後6時」に改め、同表京都市久世老人デイサービスセンターの項中「午前8時40分から午後5時40分まで」を「午前8時30分から午後6時30分まで」に改め、同表京都市西院老人デイサービスセンターの項中「午後5時30分」を「午後7時」に改める。

別表第2京都市勧修老人デイサービスセンターの項中「年始」を「日曜日並びに年始」に改め、同表京都市久世老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（京都市勧修老人デイサービスセンターに関する部分に限る。）は、平成24年5月6日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)